

”高所作業車運転特別教育講習”

受講しませんか？

(株)佐久本工機では高所作業車運転特別教育講習会(作業床の高さ10m未満の運転資格)を行っています。

高所作業車は、高所における工事・補修・点検などの作業のために使用されます。高所における作業を行うために人が乗る作業床を持ち、昇降装置により上昇下降し、自走できる機械です。

特別教育を修了すると、作業床の高さが1m以上10m未満の高所作業車を運転することができます。

作業効率の向上

機材費用の軽減

簡単リモコン操作



10m
未満

時間短縮・コスト削減

足場組立・解体費用 > 高所作業車の使用費用

(安衛則第36条第10の5号)

作業床の高さ10m未満 高所作業車の構造、取扱知識さらに運転操作方法を習得して頂く教育です。

- ① 講習会は基本的に20名以上の申し込みがあつての開催になります。人数が揃い次第委託講師との日程調整後に開催決定。先受付順よりご案内させていただきます。
- ② 受付時間 7:45~8:15(※時間厳守!!) 学科:約6時間 実技:約3時間
講習時間 8:30~18:30頃 学科:約6時間 実技:約3時間
講習の進行状況により終了時刻が多少遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ③ 場所 (株)佐久本工機 中部機材センター(北中城村瑞慶覧666-4)
- ④ 講習料金 ¥12,500/名 (税込・教本代含む)
- ⑤ 持参品:顔写真付き身分証明書・ヘルメット・雨カッパ(雨天時の際)
墜落制止用器具・筆記用具
ヘルメット・雨カッパ(雨天時の際)墜落制止用器具・筆記用具
証明写真(3.0×2.4サイズにカットお願い致します)
※免許証サイズ(白黒不可! 6か月以内に撮影したものに限る)
※写真裏にお名前、社名を記載してください

*** お問い合わせは ***
株式会社 佐久本工機 中部機材センター
TEL:930-5331 FAX:930-5337
担当: 米須

高所作業車運転特別教育講習会

高所作業車運転特別教育講習を受講するにあたって 注意点！

●【受講資格者】

・18歳以上

※労働基準法第62条「満18歳未満の危険有害業務の就業制限」により、危険業務にあたる高所作業は年齢制限にかかるため18歳未満の方は従事出来ません。

・本講習は外国人の方は受講いただけない事があります

※学科教育 6時間 実技教育 3時間の講義において、日本語テキストの内容ならび、日本語による講義内容を理解することが前提となっています。

上記理由により、日本語の理解度が不十分と判断される場合は、受講をお断りさせていただきます。

・当日、本人確認の為**必ず顔写真付きの身分証の提出をお願い致します。**

※顔写真がない身分証明書(健康保険証等)では本人確認が取れない為講習を受講できませんのでご注意ください

●【受講手続き】

- ① 所定の申込用紙に氏名・住所 等 必要事項を記入の上、FAXか当社にて申込を行ってください。

●【受講料】

- ① ￥12,500(テキスト代・消費税込み)
- ② 受講料は原則として事前納入をお願いしております。
- ③ 受講料納入は受講される 5日前迄にお願い致します。
※振込名義は受付名簿に記入した会社名か受講者のお名前でお振込みお願い致します。
※受講料をまとめてお振込み頂いた場合、個別での受講料の領収書発行は致しかねます。
- ④ 振込手数料は自己負担にてお願い致します。

○ 受講取消について

- ① 受講を取り消しをする場合は、速やかに申し出てください。
- ② 講習会開催5日前までは取消手数料は発生しません。
講習会開催前日及び当日の取消は受講料全額を頂く事が御座いますので、予めご了承ください。

●【受講料振込先】

- 琉球銀行 北中城支店 普通預金 127215
- 口座名義／ 株式会社 佐久本工機
カブシキガイシャ サクモトコウキ

※コロナウイルスやインフルエンザ等集団感染予防の為発熱のある方(体温37.5度以上)・ひどい咳・全身倦怠感などある方は講習会の受講を自粛するようお願い致します。
開催日前日までに分かる際は担当者に連絡お願い致します。

ご不明な点がございましたら 下記連絡先迄 お願い致します
ご協力宜しくお願い致します。 連絡先 : (098) 930-5331
担当 米須

高所作業車運転特別 教育時間割

＜参考：高所作業車の運転の業務に係る特別教育＞

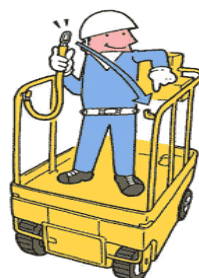
第 13 条 安衛則第36条第⑩号の5 に
掲げる業務に係る特別教育は、
学科教育及び 実技教育により 行うものとする。

学科教育

科目	範囲	時間
高所作業車の作業に関する装置の構及び取り扱いの方法に関する知識	高所作業車(安衛則第36条第⑩号の5の機械をいう。以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取り扱い方法	3時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	1時間
高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	1時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	1時間

実技教育

科目	範囲	時間
高所作業車の作業のための装置の操作	基本操作定められた方法による作業床の昇降等	3時間



①貴社名

③連絡先:

担当者の方と連絡の為
枠線内
必ず記入してください

②貴社担当者:

④fax:

高所作業車運転特別教育講習受付名簿

(作業床の高さ10M未満の運転資格取得講習)

番号	⑤氏名 (ふりがな)	⑥生年月日	⑦ 現住所	⑧会社名
記入例	さくもと たろう	S35.8.8	浦添市牧港1-61-12さくもとアパート201号	(株)佐久本工機
	佐久本 太郎			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※太枠内に(①～⑧を) ”丁寧” に記入お願い致します。

(修了証に反映しますので、誤字脱字がないようお願い致します)

※領収書が必要な場合は当日担当までお声掛けください

※銀行振込みの場合振込明細書を領収書の代わりとして利用することも可能です

★お問い合わせ先★

(株)佐久本工機 中部機材センター Tel:098-930-5331 Fax:098-930-5337 担当: 米須